

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公開番号】特開2018-67012(P2018-67012A)

【公開日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-016

【出願番号】特願2017-254559(P2017-254559)

【国際特許分類】

G 02 B 5/128 (2006.01)

G 02 B 5/13 (2006.01)

B 32 B 7/02 (2006.01)

B 32 B 15/08 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/128

G 02 B 5/13

B 32 B 7/02 103

B 32 B 15/08 H

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月7日(2018.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被着体に貼付されて使用される再帰性反射性テープであって、
基材層上に再帰性反射性領域が部分的に設けられており、
前記再帰性反射性領域が、
固着樹脂層(該固着樹脂層を形成する樹脂が、融点が160以下の樹脂であるものを除く。)と、

前記固着樹脂層に埋設された透明性微小球と、

前記透明性微小球と前記固着樹脂層の間に設けられた金属膜からなる反射層と、

前記反射層と面していない側の前記固着樹脂層の面に設けられた接着剤層と、を有する
領域であり、

前記透明性微小球の屈折率が1.6~2.5であり、且つ

前記透明性微小球が、露出率が53~70%となる状態で前記固着樹脂層に埋設されており、

前記基材層が、基材フィルムに架橋されていない熱可塑性フィルムを積層させた積層体からなる剥離可能な離型基材であって、前記熱可塑性フィルムが、前記固着樹脂層から露出されている前記透明性微小球の領域を埋設している、再帰性反射性テープ。

【請求項2】

更に、固着樹脂層の透明性微小球が埋設されていない面側に支持基材を有する、請求項1に記載の再帰性反射性テープ。

【請求項3】

前記再帰性反射性領域が設けられていない非再帰性反射性領域が、前記再帰性反射性テープの長手方向及び/又は幅方向において連通しており、

前記再帰性反射性領域が、前記非再帰性反射性領域によって複数の領域に区画されて図

柄模様が形成されており、

前記再帰性反射性領域が設けられていない非再帰性反射性領域が、再帰性反射性テープの幅方向と平行に延びる直線領域を形成しておらず、

前記再帰性反射性領域が設けられていない非再帰性反射性領域が、2つ以上異なる方向に延びる複数の線状領域を形成しており、

前記2つ以上の異なる方向に延びる複数の線状領域が交わって交点部を形成しており、

前記交点部において前記複数の線状領域によって形成される再帰性反射性領域の角が面取りされた形状である、請求項1又は2に記載の再帰性反射性テープ。

【請求項4】

再帰性反射性領域と非再帰性反射性領域の面積比（再帰性反射性領域の面積／非再帰性反射性領域の面積）が80／20～90／10である、請求項3に記載の再帰性反射性テープ。

【請求項5】

被着体に貼付されて使用される再帰性反射性テープにおいて、再帰性反射性領域を部分的に形成する方法であって、

固着樹脂層（該固着樹脂層を形成する樹脂が融点が160以下の樹脂であるものを除く。）と、

前記固着樹脂層に埋設された透明性微小球と、

前記透明性微小球と前記固着樹脂層の間に設けられた金属膜からなる反射層と、

前記反射層と面していない側の前記固着樹脂層の面に設けられた接着剤層と、を有し、

前記透明性微小球の屈折率が1.6～2.5であり、

前記透明性微小球が、露出率が53～70%となる状態で前記固着樹脂層に埋設されており、

前記基材層が、基材フィルムに架橋されていない熱可塑性フィルムを積層させた積層体からなる剥離可能な離型基材であって、前記熱可塑性フィルムが、前記固着樹脂層から露出されている前記透明性微小球の領域を埋設している、再帰性反射性テープに対して、

再帰性反射性領域を形成させない領域に沿って、前記固着樹脂層側から前記熱可塑性フィルムの透明性微小球が埋没している面側の界面までカットする工程を含む、

再帰性反射性領域の部分的形成方法。